

第 2 7 8 回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和 7 年 3 月 13 日 (木)
10 時 00 分～11 時 00 分

場 所 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県庁本館 12 階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- 1) 区画漁業の免許について (諮問)
- 2) 第五種共同漁業の目標増殖量について (協議)
- 3) コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について (協議)
- 4) 漁業権における資源管理の状況等の報告について (報告)
- 5) その他

5 その他

6 水産第 2 6 0 2 2 1 号

令和 7 年 3 月 6 日

香川県内水面漁場管理委員会

会 長 一見 和彦 様

香川県知事 池 田 豊 人

区画漁業の免許について（諮問）

令和 6 年 12 月 25 日付け内水面漁場公示第 2 号により内水面漁場計画を公示したところ、別添のとおり免許申請がありましたので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 70 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

第一種区画漁業

免許番号	公示中の番号	申請者		漁場の位置及び区域		漁業時期
		名称	住所	位置	区域	
内区第203号	内区第203号	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44	東かがわ市引田4373-1	安戸池（別紙）	4月1日から翌年3月31日まで

●内水面漁場公示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用することとされた第64条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、内水面漁場計画変更の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各項に掲げる事項、漁業の免許予定日及び申請期間を下記のとおり定め、公示する。

令和6年12月25日

香川県知事 池田 豊人

第1 内水面漁場計画の内容

漁業権に関する事項 別添のとおり

第2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 内水面漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 適当である。

2 漁場の図面

別添のとおり

第3 漁業の免許予定日

令和7年4月1日

第4 第3に係る申請期間

令和7年1月6日8時30分から同年2月14日17時まで

内水面漁場計画の変更

令和5年12月26日付けで香川県ホームページに公示した内水面漁場計画（内水面漁場公示第1号）に、次の区画漁業権に係る事項を追加する。

公示番号 内区第203号（かき）

（1） 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1（安戸池）

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
（北緯34度14分40秒、東経134度23分43秒）

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ400メートルのところ
（北緯34度14分28秒、東経134度23分40秒）

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ
（北緯34度14分41秒、東経134度23分41秒）

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ
（北緯34度14分28秒、東経134度23分38秒）

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

（2） 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

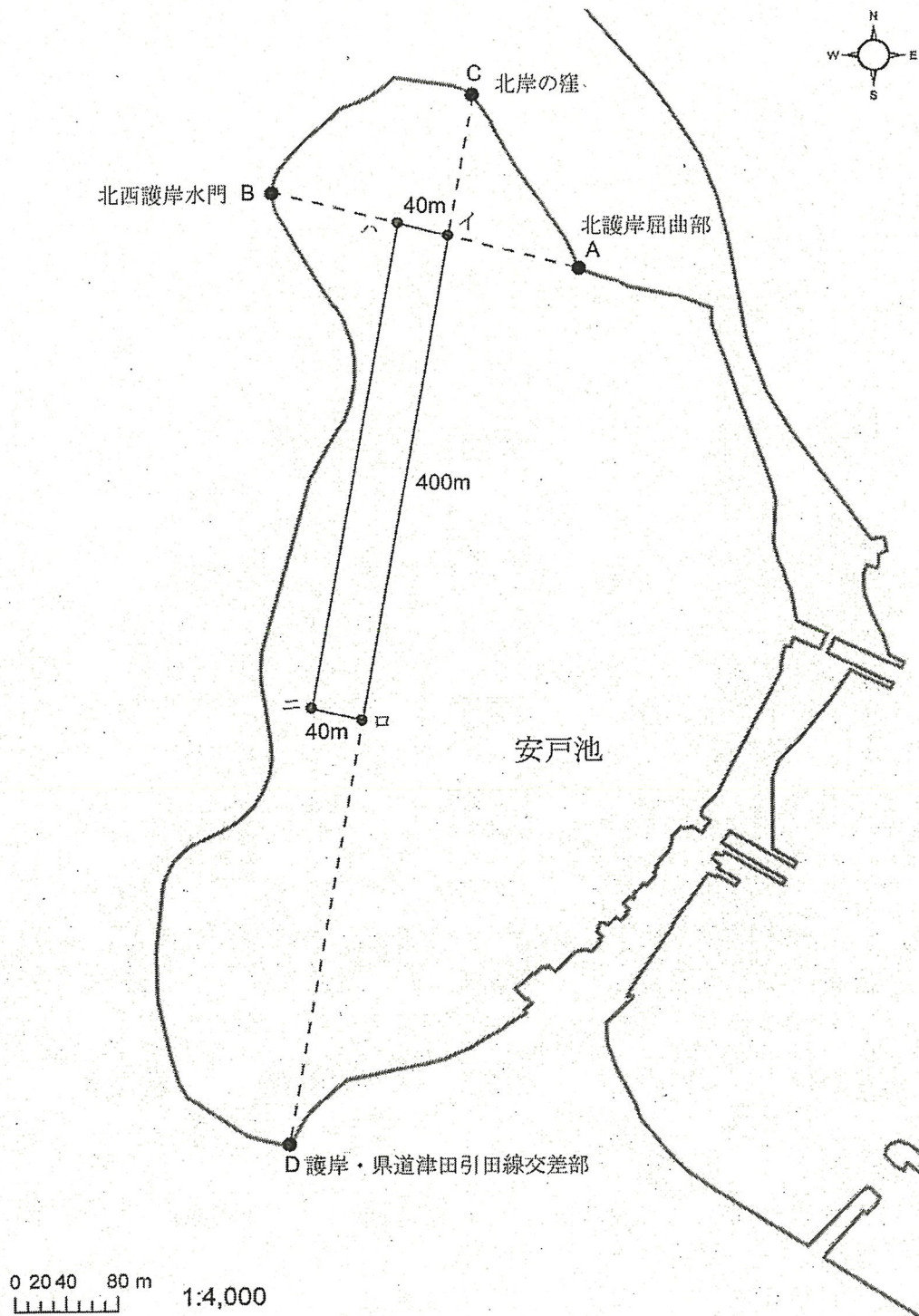
（3） 存続期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

（4） 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

（5） 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（6） 関係地区 東かがわ市引田



事務手続きスケジュール

(1) 内水面漁場計画の変更

R6. 7. 25 : 内水面漁場管理委員会 (事前協議)

R6. 7. 26～8. 26 : 利害関係人の意見聴取 (県 HP で公表、資料の閲覧)

R6. 8. 22～9. 17 : 県土地改良課との協議

R6. 8. 31 : 意見聴取・検討結果の公表 (県 HP)

R6. 10. 23 : 内水面漁場管理委員会 (諮問)

R6. 12. 16 : 公聴会、内水面漁場管理委員会 ⇒ 知事へ答申

公示 (県 HP※)、通知

※免許予定日 (R7. 4. 1)、免許申請期間の設定 (R7. 1. 6 - R7. 2. 14)

(2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

R7. 2. 3 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R7. 3. 13 : 内水面漁場管理委員会へ漁業の免許について諮問

⇒ 知事へ答申

R7. 4. 1 : 免許状交付・行使規則認可、公示 (県 HP)、通知

第五種共同漁業の目標増殖量について

1 第五種共同漁業（漁業法第 60 条、第 168 条～第 170 条）

- ・河川等において共同で営む漁業で、県内では財田川のみを設定されており、あゆ、ふなが対象魚種となっている。
- ・免許を受けた者は、対象魚種の増殖義務があり、漁業権者が資源の増殖を行うよう、委員会が毎年その年度の目標増殖量等を決定し、放流を実施している。
- ・遊漁規則（知事が認可）を定め、遊漁者から遊漁料を徴収し、対象魚種を採捕させることができる。

2 令和 6 年度の目標増殖量と実績

漁場	魚種	目標増殖量		目標増殖量に対する実績			
		増殖方法	目標増殖量	増殖方法	実施日	放流量	種苗導入先
財田川	あゆ	種苗放流	400 kg	種苗放流	R6.6.10	400 kg	高梁川漁業協同組合 (岡山県高梁市)
	ふな	種苗放流	1,000 kg	種苗放流	R6.12.8	1,000 kg	国吉池（三豊市山本町）

○あゆは、令和 6 年 6 月 10 日に高梁川漁業協同組合（岡山県高梁市）から購入した全長約 15 cm の種苗が財田川の 4 か所に放流された。



○ふなは、令和 6 年 12 月 8 日に国吉池（三豊市山本町）から取り上げた全長約 20～35 cm の種苗が財田川に放流された。



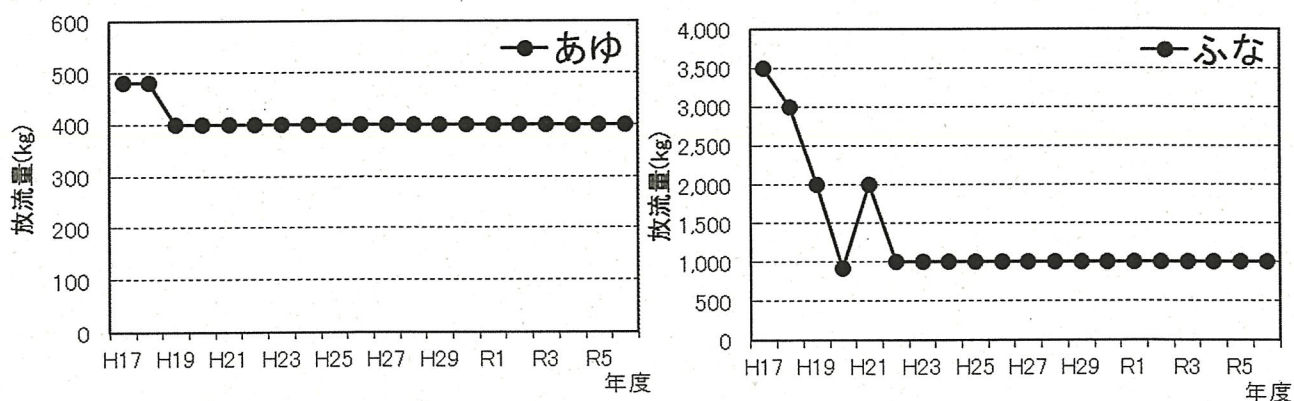
3 令和7年度の目標増殖量（案）

漁場	魚種	増殖方法	目標増殖量
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流	1,000kg

【考え方】

- 現在と同レベルの放流量を確保する理由で増殖指針における増殖規模を基本とする。
- 令和6年度の増殖実績は、種苗放流アユ 400 kg、フナ 1,000 kg であった。
- 三豊淡水漁協から提出のあった令和7年度増殖計画書では、種苗放流アユ 400 kg、フナ 1,000 kg が計画されており、経営的にも実現可能な範囲である。
- 同計画書では、漁業者による利用人数は、竿釣り 80 人、投網 75 人等と令和6年度実績と同程度である。遊漁者による利用人数は 100 人が計画されているが、令和6年度実績は 30 人で、前年度と同程度であった。
- ふなについては、三豊淡水漁協が産卵場造成による増殖を計画していないことから、種苗放流のみとする。

<参考> 財田川における三豊淡水漁協によるあゆ・ふなの放流実績



第五種共同漁業に係る目標増殖量（案）

令和7年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の目標増殖量を次のとおり定めたので公示する。

令和7年3月 日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

免許番号	漁業権者の 名称	漁場の区域	魚種	増殖方法	目標増殖量
内共第1号	三豊淡水漁 業協同組合	三豊市財田町黒川、 黒川橋下流端から観 音寺市観音寺町、三 架橋上流端までの財 田川本流	あゆ	種苗放流	400 kg
			ふな	種苗放流	1,000 kg

第五種共同漁業の増殖に関する指標等

項目〔根拠〕	作成	内容	作成時期	備考
増殖指針 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	県	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模についての免許の可否の基準	免許更新の免許申請提出前	R6年2月13日 作成
目標増殖量 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	委員会	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模の毎年度の目標量	毎年度	R7年3月13日 開催委員会決定後
増殖計画書及び 増殖実績報告書 〔R5.2.6 内水面免許方針〕 〔R4.4.14 水産庁 長官通知〕	漁業権者	その年の計画と前年の実績	毎年1月末までに作成し、 県へ提出	
増殖計画 〔漁業法 169 条〕	県	漁業権者に当該計画に従って増殖すべきことを命じるための規定	漁業権者による増殖量が目標増殖量に達しない（見込みがない）場合	

第五種共同漁業権に係る増殖指針〔令和6年2月13日〕

第五種共同漁業権は、漁業法第168条に基づき、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。

第1 増殖方法

漁業法第168条でいう「増殖」とは採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増殖させる行為に加え、産卵床等の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まない。

第2 増殖規模

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

別表

漁場	魚種	増殖方法	増殖規模
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流または産卵床造成	1,000kg

目標増殖量〔令和4年4月14日付4水管第57号 水産庁長官通知抜粋〕

漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネットなど適切な方法で一括公示する。

委員会が目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力（有害生物の防除の実施等に伴う追加経費負担の状況も含む。）等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮する。

コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について

1 コイヘルペスウイルス病

コイヘルペスウイルス病は、「持続的養殖生産確保法」に基づく特定疾病であり、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて以降、コイの移動制限、殺処分等のまん延防止措置が講じられている。

このウイルスに感染したコイに触れたり食べたりしても人への影響はないが、コイに対しては病原性が高く、水温23℃で70～100%が死亡する大きな漁業被害を与える恐れのあるコイ特有の疾病で、現在のところ有効な治療法はない。

本県でも、平成17年6月に初めて確認され、当該疾病のまん延防止を図る必要から、コイの持ち出し制限及び放流の制限等を内容とした委員会指示を平成17年6月3日付けで発出した。

当該疾病は依然として全国で発生が認められ、本県においても散発的に発生しており、まん延防止措置を継続、徹底すべきことから、指示の期間を毎年延長してきた。

2 コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況

県内…平成17年に2件、18年に1件、21年に1件、25年に1件、30年に1件、令和5年に1件発生。

全国…平成16年の910件をピークに減少、26年は37件、27年は17件、28年は20件、29年は31件、30年は41件、令和元年は25件、2年は13件、3年は2件、4年は13件、5年は14件となった。

3 KHV病まん延防止対策に関する国からの通知

「こいの放流及びコイヘルペスウイルス確認水域からの持ち出し等について」

- ・天然水域におけるこいの放流・移植の安全確認及び汚染水域からの持ち出し(区画漁業権漁場からのものを除く。)の防止対策については、(中略)委員会指示を含め特段の対応について検討願いたい。
 - ・こいの放流・移植にあたっては、都道府県水産試験場等の公的試験研究機関による安全の確認を得た上で行う必要がある。
 - ・KHVが確認された水域においては、(中略)当該水域からのこいの持ち出しを制限する必要がある。
- (平成15年11月28日 水産庁沿岸沖合課長通知)

4 令和7年度のKHV病まん延防止対策

(1) 内水面漁場管理委員会による委員会指示の活用

4月1日以降の継続発動要請

- ・持ち出しの制限（津田川、鴨部川水系）
- ・放流等の制限（県内一円）
- ・遺棄の禁止（県内一円）

(2) 県民、観賞魚業者、愛好家団体等への注意喚起

委員会指示が継続して発動された場合には、その遵守を促すほか、必要に応じて自衛策の徹底等について、文書、ホームページ等を利用して周知を図る。

(3) KHV発生時の対応

「コイヘルペスウイルス病対応の手引き」に沿って、適切に対応する。

5 委員会指示（漁業法第120条第1項及び第171条第4項）

内水面委員会は、次のような場合に、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- ① 水産動植物の繁殖保護を図る
- ② 漁業権又は入漁権の行使を適切にする
- ③ 漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図る
- ④ その他漁業調整のために必要があると認めるとき

6 香川県内水面漁場管理委員会指示

目 的：コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の重大な疾病であるコイヘルペスウイルス病のまん延防止。

指示対象：委員会指示は、漁業関係者のみならず、誰もが守らなければならない。

内 容：次頁以降の資料のとおり

令和 7 年 3 月 6 日

香川県内水面漁場管理委員会

会 長 一 見 和 彦 様

香川県知事 池 田 豊 人

コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示の発動について（要請）

平素は、内水面における漁場計画の策定や水産動物の採捕許可等の調整につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るための、コイの持ち出し制限及び放流制限等を内容とした貴委員会指示(平成17年6月3日付け香川県内水面漁場管理委員会指示第1号)は、令和7年3月31日をもって失効します。

当該疾病については依然として全国で発生が認められ、本県でも令和5年11月に1件の発生が認められました。そのため、これまでのまん延防止措置を令和7年度も継続、徹底すべきと考えられることから、引き続き貴委員会指示の発動を要請します。

香川県内水面漁場管理委員会指示及び関連告示

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 指示の期間 平成17年6月3日から <u>令和7年3月31日</u> まで	2 指示期間 平成17年6月3日から <u>令和6年3月31日</u> まで

溶け込み版

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出しの制限、放流の制限及び遺棄の禁止について指示する。

令和6年3月29日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

1 指示の内容

（1）持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場から持ち出して食用若しくは加工用に供する場合又は公的機関が試験研究若しくは検査に供する場合は、この限りでない。

（2）放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) 1の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成17年6月3日から令和7年3月31日まで

●香川県告示第371の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

津田川水系（津田川、谷川、梅檀川、養神川、古川、爛川、土井川、谷川、大条川、本村川、逆川、新名川）及びこれと連接一体をなす内水面

●香川県告示第373の2号

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成17年6月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

鴨部川水系（鴨部川、天神川、川古川、大笹川、末川、古川、地藏川、清水川、切ノ川、滝ヶ原川、大出手川、筒井川、桜谷川、谷川）及びこれと連接一体をなす内水面

●香川県内水面漁場管理委員会指示第1号 (案)

平成17年香川県内水面漁場管理委員会指示第1号 (漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限) の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月 日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
1 略		1 略
2 指示の期間 平成17年6月3日から令和8年3月31日まで		2 指示の期間 平成17年6月3日から令和7年3月31日まで

漁業権における資源管理の状況等の報告について

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、内水面漁場管理委員会に対し必要な事項を報告するものとされ、今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法 抜粋

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(内水面漁場管理委員会)

第一百七十一条

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

◎報告が必要な漁業権（内水面）

区分	件数	報告対象期間
第五種共同漁業権	1件	R 5年度 4/1～3/31
第一種区画漁業権	1件	R 5年度 4/1～3/31
第二種区画漁業権	166件	R 5年度 4/1～3/31

◎活用状況

・第五種共同漁業権

免許件数	活用漁場件数	活用割合	採捕量 (k g)	
			あゆ	ふな
1件	1件	100%	30	1,000

・第一種区画漁業権

免許件数	活用漁場件数	活用割合	生産量 (k g)			
			ふな	こい	その他	合計
1件	1件	100%			18,000	18,000

・第二種区画漁業権

免許件数	活用漁場件数	活用割合	生産量 (k g)			
			ふな	こい	その他	合計
166件	122件	73%	406,615	220	25,663	432,498

令和7年度 香川県内水面漁場管理委員会の開催計画（案）

月	旬	会議名等	主 要 議 題	備考
令和 7 年 5 月	下旬	全内漁管連 通常総会・監査 (東京)	・ 令和6年度事業報告、令和7年度事業計画 ・ 令和7年度中央省庁提案書案	会長・ 事務局
6 月	下旬	しらすうなぎ 養殖実態調査	・ 東讃、高松、中讃、三豊の4地区	委員任意
7 月	中旬	第279回委員会	・ しらすうなぎの養殖実態調査結果について ・ 全国内水面漁場管理委員会連合会から関係 省庁への提案項目及び内容について	
10 月	下旬	全内漁管連 西日本ブロック 会議（佐賀県）	・ 西日本ブロック会議要望事項について	会長・ 事務局
11 月	下旬	第280回委員会	・ うなぎ稚魚漁業許可の公示について（諮問）	
令和 8 年 3 月	中旬	第281回委員会	・ 第五種共同漁業の目標増殖量について ・ コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指 示について ・ 資源管理の状況等の報告	

※ 内水面の採捕許可については随時